

## 登別市における審議会等の設置に関する要綱

### 第1 趣旨

この要綱は、本市における審議会等のより一層の機能の充実及び運営の効率化を目指すとともに、市政に対する市民参画の促進を図るため、必要な事項を定める。

### 第2 定義

1 この要綱において、「審議会等」とは、次に掲げるものをいう。

(1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により条例で設置する附属機関

(2) その審議、協議等の結果を市政に反映させることを主な目的として、規則、要綱、規程等に基づき設置する審議会、協議会、委員会その他の合議制の機関

2 前項の審議会等には、市職員で構成する内部の横断組織としての委員会等、地域又は関係団体との連絡調整や啓発などを主な目的とする協議会等及び推進員、協力員、調査員、指導員等並びに特定の事業を実施するために組織する実行委員会等は含まないものとする。

### 第3 審議会等の新設及び統廃合

#### 1 新設

審議事項が既存の審議会等の所掌とすることが適当でないと認められる場合限り、審議会等を新たに設置できるものとする。この場合においては、あらかじめ総務部人事グループと協議するものとする。

#### 2 統合

法令による必置規制のある審議会等及び関係機関等で構成する専門的な審査、決定に関与する機関に純化しているものを除き、当該審議会の設置目的、審議事項等の類似性を勘案し、既存の審議会等の統合を図るものとする。

#### 3 廃止

住民の負担及び権利を制限する内容に関する審議等を行うものを除き、次に掲げる審議会等については、原則として廃止するものとする。

(1) 既に設置目的が達成されているもの

(2) 社会経済情勢の変化により審議事項そのものが減少するなど、設置の必要性が低下しているもの

(3) 過去の開催実績が少なく今後の開催見込みも薄いなど、活動が不活発なもの

(4) 審議会等を設置するまでもなく、一般的な行政事務処理によっても対応可能なもの

(5) 審議会等を設置するまでもなく、個別の意見聴取によっても設置の目的が達成できると認められるもの

### 第4 委員の構成等

#### 1 委員の選任

審議会等の委員の選任に当たっては、開かれた市政の推進及び簡素で効率的な行

政運営の確保等を図るため、その機能が十分に発揮されるよう、広く各界各層及び幅広い年齢層から適切な人材を選任するよう務めるものとする。

## 2 委員の構成

委員は、審議会等の設置目的に照らし、幅広い分野からの登用に努めるものとし、各所管グループは、関係団体等から選任するときは、当該団体の長に限ることなく、広く構成員の中から推薦を受けるよう関係団体等に働きかけるものとする。

### (1) 女性の登用

委員には、関係機関等で構成する専門的知識や経験等を必要とする分野の審議会等を除き、女性を積極的に登用するものとし、女性委員の構成比率目標40パーセントの達成に努めるものとする。各所管グループは、関係団体等から選任するときは、当該団体の長に女性の構成員の中からできるだけ推薦を受けるよう関係団体等に働きかけるものとする。

### (2) 議員の選任除外

市議会議員は、法令の定めがある場合やその他の特別な理由がある場合を除き、委員に選任しないものとする。

### (3) 市職員の取扱

市職員は、法令で特に定める場合や審議会等の性質に照らしその専門的知識や経験が必要とするもの等やむを得ない場合を除き、委員に選任しないものとする。

## 3 複数の審議会等に同一人を選任する場合の制限

同一人を複数の審議会等に選任しようとする場合は、原則として、1人につき5以内の審議会等の委員への選任を限度とする。

## 4 事前協議

委員の選任に当たって、所管グループは、前各項に掲げる事項について、あらかじめ総務部人事グループと協議するものとする。

## 第5 委員の公募

### 1 公募の趣旨

市民の自発的な行政への参画意識の高揚と参画機会の拡充を図るとともに、広く市民の意見を行政に反映させるための行政システムの一つとして積極的に公募を推進するものとする。

### 2 公募委員枠の設定

審議会等の委員の定数や選出区分に、積極的に公募委員の枠を設定するものとする。ただし、次に掲げる審議会等については、この限りでない。

(1) 入所判定や介護認定など行政処分に関する審議等を行うもの

(2) 住民の権利を制限する内容に関する審議等を行うもの

(3) 高度な専門的知識や経験等を必要とする分野における審議等を行うもの

(4) その他審議会等の所掌事項に照らし、委員の公募が適当でないと認められるもの

### 3 公募委員の構成比率目標

委員を公募する場合は、定員の20パーセント以上を目標とする。

4 応募資格、選考方法等

公募委員の応募資格、選考方法その他必要な事項は、別に定める。

5 公募定員に達しないときの委員の選任

公募の結果、応募者が公募定員に達しないときは、公募によらないで委員を選任できるものとする。

6 公募委員の欠員補充

公募委員に欠員が生じたときは、公募によらないで委員を選任できるものとする。

7 事前協議

委員の公募に当たって、所管グループは、あらかじめ総務部人事グループと協議するものとする。

第6 附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月31日決裁）

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（令和3年1月20日決裁）

この要綱は、令和3年1月20日から施行する。